



JBO4中間提言の位置づけと構成案



令和 6 年 8 月 2 日

環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性戦略推進室



JBO4の策定・公表スケジュール



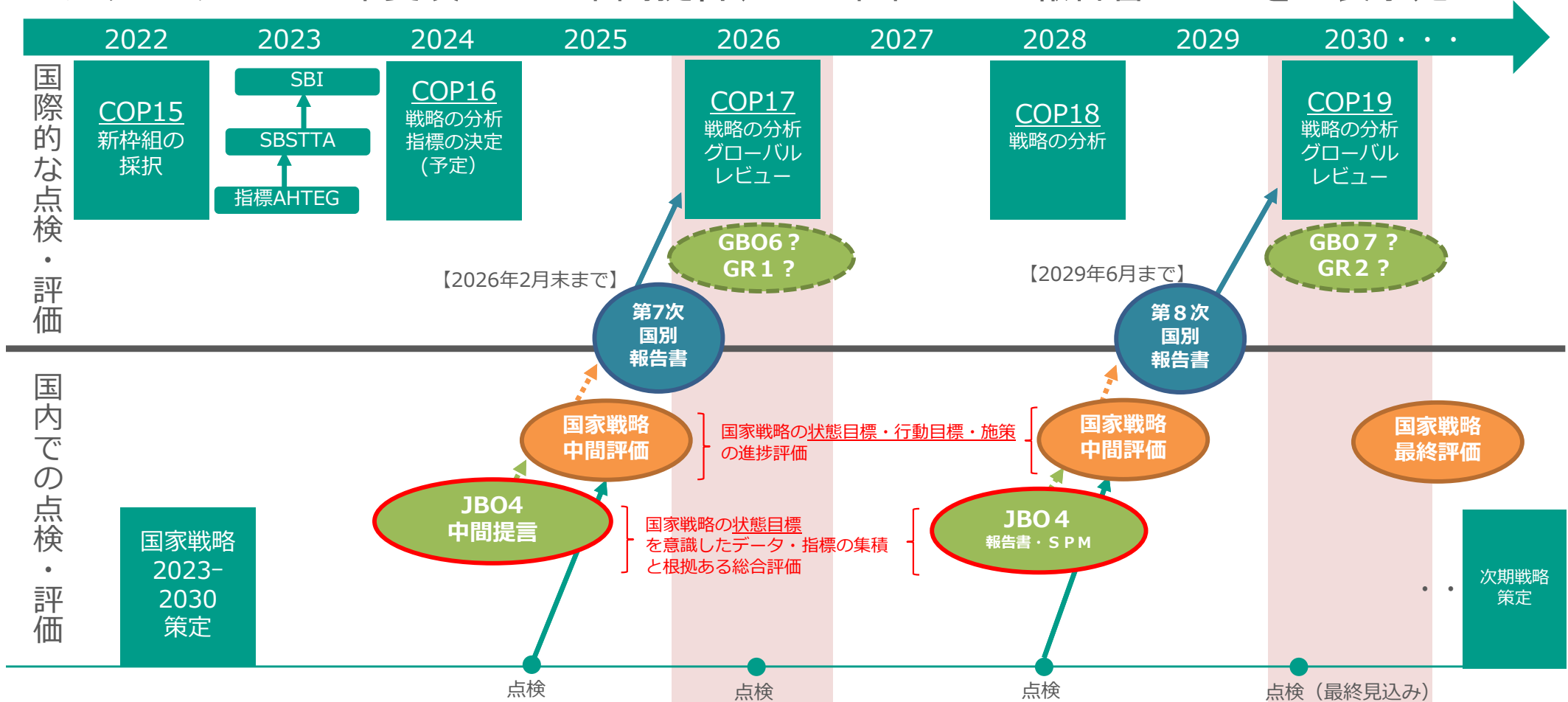
・タイトル名：生物多様性及び生態系サービスの総合評価2028 Japan Biodiversity Outlook 4

・ポイント：国家戦略の状態目標を意識したデータ・指標の集積＋根拠ある総合評価

2点検・評価

本戦略に基づく取組の結果、我が国の生物多様性及び生態系サービスがどのように変化したのかを把握するために、継続的に研究調査やモニタリング等に係る情報収集を行うとともに「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO）」として情報をまとめる。特に状態目標の評価に関して、本戦略の達成状況の評価とJBOによる評価を連携させ、効果的・効率的な評価を行う。（国家戦略P57より）

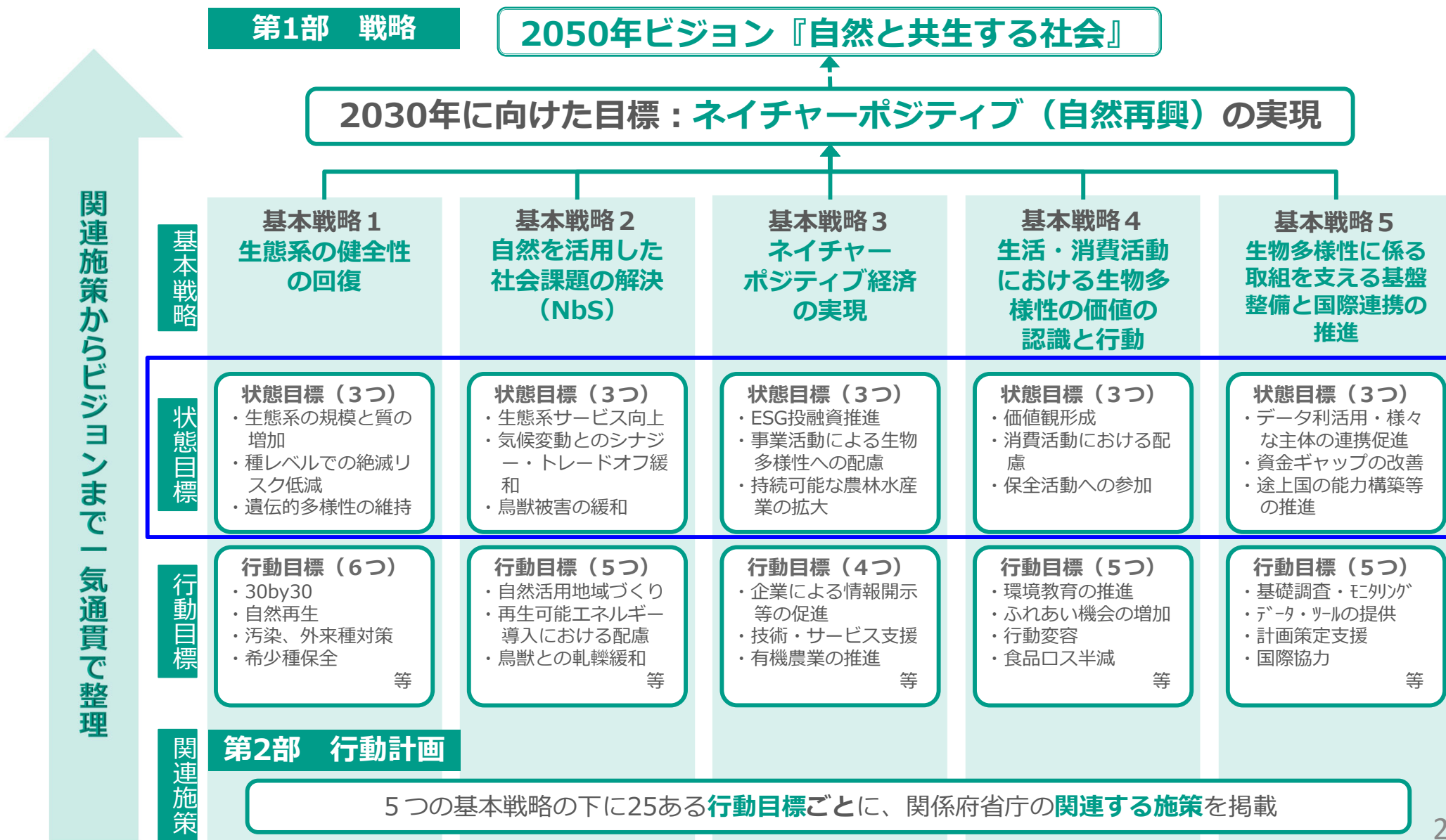
・アウトプット：2025年夏頃にJBO4中間提言、2028年中にJBO4報告書・SPMを公表予定



※あくまで予定

生物多様性国家戦略2023-2030における状態目標の位置づけ

生物多様性国家戦略2023-2030では、
状態目標は「あるべき姿」、行動目標は「（そのために）なすべき行動」と整理されている。



基本戦略1 生態系の健全性の回復	
状態目標1-1	全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している
状態目標1-2	種レベルでの絶滅リスクが低減している
状態目標1-3	遺伝的多様性が維持されている
行動目標1-1	陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する
行動目標1-2	土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する
行動目標1-3	汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を50%削減等）に資する施策を実施する
行動目標1-4	気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する
行動目標1-5	希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める
行動目標1-6	遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する
基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決	
状態目標2-1	国民や地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している
状態目標2-2	気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている
状態目標2-3	野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している
行動目標2-1	生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する
行動目標2-2	森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する
行動目標2-3	気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める
行動目標2-4	再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する
行動目標2-5	野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する
基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現	
状態目標3-1	生物多様性の保全に資するESG投融資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている
状態目標3-2	事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる
状態目標3-3	持続可能な農林水産業が拡大している
行動目標3-1	企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する
行動目標3-2	生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める
行動目標3-3	遺伝資源の利用に伴うABSを実施する
行動目標3-4	みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる
基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）	
状態目標4-1	教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている
状態目標4-2	消費行動において、生物多様性への配慮が行われている
状態目標4-3	自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている
行動目標4-1	学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する
行動目標4-2	日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる
行動目標4-3	国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す
行動目標4-4	食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する
行動目標4-5	伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する
基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進	
状態目標5-1	生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている
状態目標5-2	世界的な生物多様性保全に係る資金ギャップの改善に向け、生物多様性保全のための資金が確保されている
状態目標5-3	我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている
行動目標5-1	生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する
行動目標5-2	効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う
行動目標5-3	生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する
行動目標5-4	生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う
行動目標5-5	我が国の知見を活かした国際協力を進める

JBO4（中間提言、本体）の目的と概要

2024

2025

2026

2027

2028

2029

2030

JBO4中間提言

2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた方向性を示す

- ✓ 日本は国家戦略やネイチャーポジティブに少しでも近づいているのか？
- ✓ 5つの基本戦略のうち、順調なテーマとテコ入れが必要なテーマはそれぞれ何か？

- 根拠となるデータが限られる中での中間レビュー
- 国家戦略の状態目標に関して、行動目標の下での主要な取組等による状態目標への寄与等を含め、JBO3以降の特筆されるべき進展や課題を示す
- JBO4本体の策定に向け、状態目標のうち評価に課題のある要素や、改善を図るべき指標等の頭出し

JBO4本体

日本の現状に係る総合評価を状態目標に沿って示す 今後取り組むべき課題等について提言する

- ✓ 2030年度以降、ネイチャーポジティブ（グローバル、国内両方）を達成し、より真に豊かな社会を達成するため次期国家戦略に盛り込むべきの重要な事項は何か？

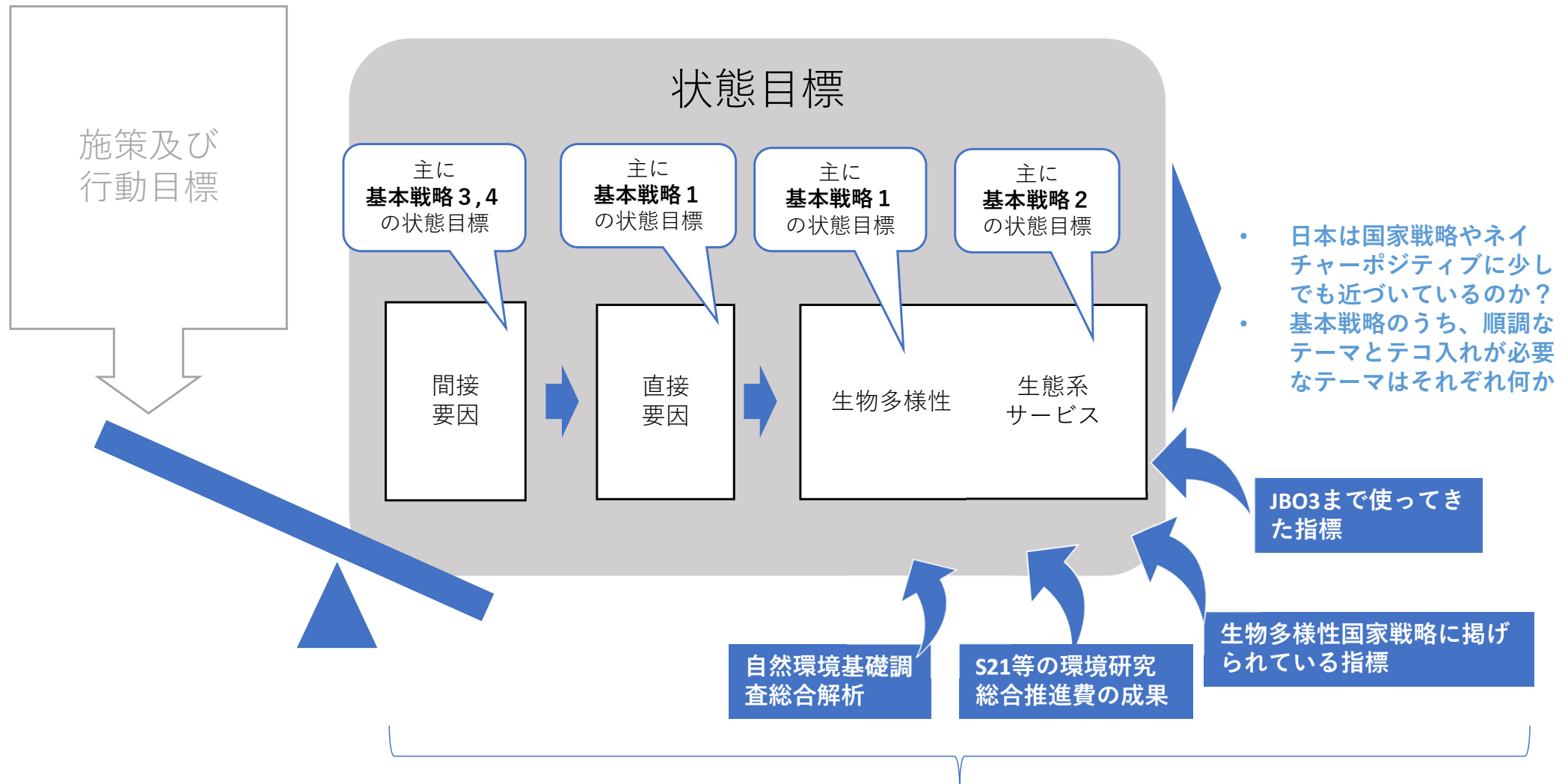
- 過去50年程度の長期トレンド評価（生物多様性・自然資本の量・質に留まらず、生態系サービス、これらに影響を及ぼす要因に関する事項を含む）
- JBO～JBO3までの流れを踏まえた、次期国家戦略検討の根拠となる科学的知見の整理・提示
- 国家戦略の行動目標の下での取組等による状態目標への寄与等に関する評価
- 今後の生物多様性・自然資本に関するBAU予測とシナリオ別予測（いずれも基本的にS21による）に基づく将来シナリオの反映、さらには自然と共生する社会の実現に向けた効果的な介入策、レバレッジポイントの特定

昆明ーモントリオール生物多様性枠組み目標年
生物多様性国家戦略目標年

①評価範囲の違い
②扱う時間スケールの違い

※ 全国を対象とする点は共通

JBO4 『中間提言』 の枠組みイメージ



これまでの指標だけでなく、様々なデータに基づく指標（研究成果含む）を集積し、多方面から科学的評価を行うことが重要

JBO4中間提言の構成案

- 中間提言公表時点（2025年度）での国家戦略の特に状態目標について、JBO3以降の特筆されるべき進展や課題を示すとともに、**2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた方向性について提言**を行う。
- 5つの基本戦略の状態目標に対し、国家戦略指標（※）に加えて外部の情報源からの指標も用いて評価を行う。
 - ※ COP16におけるヘッドライン指標の決定等を踏まえて再整理予定。
2025年時点でデータを算出できない指標もあることに留意。

序章	第1節 JBO4中間提言の目的
	第2節 評価枠組及び評価体制
	第3節 評価の範囲・条件
第1章 生物多様性及び生態系サービスの評価 ～2030年ネイチャーポジティブ実現に向けた特筆すべき進展と課題～	第1節 基本戦略1の状態目標に係る進展と課題
	第2節 基本戦略2の状態目標に係る進展と課題
	第3節 基本戦略3の状態目標に係る進展と課題
	第4節 基本戦略4の状態目標に係る進展と課題
	第5節 基本戦略5の状態目標に係る進展と課題
第2章 総括と今後の課題	第1節 2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた方向性
	第2節 JBO4策定に向けた取組

項目		内容
第1節 JBO4中間提言の目的		・ 総合評価実施の背景 ・ 国家戦略2023-2030での位置づけ ・ 中間提言の目的 ・ 十分な根拠が整っていない項目があることについても言及する。 【参考】生物多様性国家戦略2023-2030より 「本戦略に基づく取組の結果、我が国の生物多様性及び生態系サービスがどのように変化したのかを把握するために、継続的に研究調査やモニタリング等に係る情報収集を行うとともに「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO）」として情報をまとめる。特に状態目標の評価に関して、本戦略の達成状況の評価とJBO による評価を連携させ、効果的・効率的な評価を行う。」
第2節 評価枠組及び評価体制	評価枠組 評価体制	・ JBO4中間提言の構成を説明 ・ 検討会、意見集約の方法について記載する。 ・ 評価体制については、検討会を軸に検討する。
第3節 評価の範囲・条件	評価の範囲・条件	・ 生物多様性及び生態系サービスの評価、直接要因や間接要因の区分などはJBO3までを踏襲する。 ⇒6つの生態系区分（森林、農地、都市、陸水、沿岸・海洋、島嶼）、4つの生態系サービスの機能（供給サービス、調整サービス、文化的サービス、基盤サービス）、直接要因として生物多様性の4つの危機、社会経済状況（間接要因）の区分を活用 ・ 評価は生物多様性国家戦略2023-2030が掲げる5つの基本戦略毎に実施する。

第1章 生物多様性及び生態系サービスの評価 ～2030年ネイチャーポジティブ実現に向けた特筆すべき進展と課題～



項目	内容（※実際には下記状態目標に係るレビューを記載）
第1節 基本施略1 の状態目標に係る 進展と課題	・ 状態目標1:全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している ・ 状態目標2:種レベルでの絶滅リスクが低減している ・ 状態目標3:遺伝的多様性が維持されている
第2節 基本施略2 の状態目標に係る 進展と課題	・ 状態目標1:国民や地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している ・ 状態目標2:気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている ・ 状態目標3:野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している
第3節 基本施略3 の状態目標に係る 進展と課題	・ 状態目標1:生物多様性の保全に資するESG投融資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている ・ 状態目標2:事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる ・ 状態目標3:持続可能な農林水産業が拡大している
第4節 基本施略4 の状態目標に係る 進展と課題	・ 状態目標1:教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている ・ 状態目標2:消費行動において、生物多様性への配慮が行われている ・ 状態目標3:自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている
第5節 基本施略5 の状態目標に係る 進展と課題	・ 状態目標1:生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている ・ 状態目標2:世界的な生物多様性保全に係る資金ギャップの改善に向け、生物多様性保全のための資金が確保されている ・ 状態目標3:我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている

第2章 総括と今後の課題

項目	内容
第1節 2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた方向性	- この時点での評価結果について全体の総括を記すとともに、特に留意すべき事象等があればそれについて警鐘を鳴らす。 - わが国の2030年ネイチャーポジティブ実現に向けて、それぞれの主体に期待される取組の方向性等を提言する。 - エキスパートコメントを取りまとめる形を想定。 ※中間提言時点では、データの入手可能性の観点から限られた情報で評価を実施することになり、エキスパートコメントが難しいものは更なる情報収集が必要という結論になることも致し方ないこととする →更なる情報収集にあたって必要な事項は下記第2節にまとめる。
第2節 JBO 4 策定に向けた取組	- 評価が困難な状態目標の要素やその理由について整理。 - JBO4本体の策定に向け、引き続き維持することが望ましい指標やよりデータの充実や定量化手法の改善を図るべき指標やそれにあたって必要な事項について整理。

JBO4本体の構成案（2024.8時点）

序章	第1節	生物多様性及び生態系サービスの評価が求められる背景
	第2節	生物多様性及び生態系サービスの総合評価の実施
	第3節	わが国の自然環境と生態系
第1章		生物多様性及び生態系サービスの評価
	第1節	生物多様性の損失の状態とその変化
	第2節	人間の福利と生態系サービスの状態とその変化
	第3節	生物多様性の損失をもたらす直接要因の状況
	第4節	社会経済状況(間接要因)
	第5節	直接要因・間接要因と介入点(介入策)について
第2章		2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた進展と課題
	第1節	基本戦略1の 状態目標に係る進展と課題
	第2節	基本戦略2の 状態目標に係る進展と課題
	第3節	基本戦略3の 状態目標に係る進展と課題
	第4節	基本戦略4の 状態目標に係る進展と課題
	第5節	基本戦略5の 状態目標に係る進展と課題
第3章		総括と今後の課題
	第1節	自然と共生する社会の実現に向けた課題と展望
	第2節	JBO5策定に向けた課題整理

- JBO3がベース
- 過去50年の長期トレンドを把握（反転できているのか）
- 間接要因を強化
- 生態系サービス評価の高度化
- Well-beingを強調
- 国家戦略が掲げる基本戦略ごとに、状態目標に係る進展、施策の効果、課題を整理
- 次の10年の取組として各主体に何が求められるのか？

